

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| 意見提出者                               | KDDI株式会社   |
| 1. 項目                               | 学術用途の著作物の利用手続きの簡素化と負担の適正化  |
| 2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況 | <p>現在、著作物を利用するためには著作権者（もしくはそれを代理するもの）に断りを入れ、さらにそれに対する対価を支払わなければならない。そのため、大量の著作物（特に楽曲、画像、映像等）を使った実験を行い、それを公表しようとしても、前述の著作物における視聴覚情報が利用できず、いわゆる文字による説明だけの公表になってしまい、そのイメージがわからないという問題がある。</p> <p>また、たいていの場合、そういうデータを使用する研究は著作物の流通を促進する、もしくは著作物の新たな利用法を模索する、すなわち最終的には著作権者の利益（金銭面のみでなく）につながるものがほとんどである。にもかかわらず、その結果を評価してもらおう等の目的で著作物を使用するためには、一通りの手続きおよび費用が発生する為、学術振興の妨げになっていると考えられる。</p> |
| 3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠             | 著作権法   |
| 4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案 | <p>著作物の利用者が個人・営利団体・非営利団体のどのような場合においても、それが学術用途の場合は、何らかの機関（要管理一元化）への簡単な申請（使用目的、使用する会議、場所等の情報の開示等の簡易な処理）にて使用できるようにする。また、利用目的があくまで学術用途であることに鑑み、相応の利用負担等を検討して頂きたい。なお、非商用の場合についても、可能性を検討していただきたい。</p> <p>※「学術用途」の定義については具体化する必要があると考える。</p>  |